

1 利根川産ギンブナの出荷自粛要請解除範囲

利根川(本流)のうち、野田市から銚子市まで(太線部分)



2 ギンブナ解除後の利根川における出荷制限等の状況

- (1) 国の指示による出荷制限 ウナギ
- (2) 県の要請による出荷自粛 無し

※この他に漁協による出荷自粛を行っているものもあります。

3 ギンブナとは

- (1) 河川、湖沼等に生息する一般的な淡水魚であり、「キンブナ」とともに「マブナ」又は単に「フナ」と呼称されることが多い。
- (2) 本県利根川流域では、古くから甘露煮、雀焼きにして食べる文化があり、地域の川魚店で販売されていた。
- (3) 近似種としてはこれら2種の他に、ゲンゴロウブナ(ヘラブナ)、ニゴロブナなどがある。
- (4) 張網、刺網、投網、釣り等で漁獲される。
- (5) 旬は冬から春(11月～4月)と言われている。